

📖 「国家發展改革委員会による香港特別行政区における
域内非金融機関の人民元債券発行関連事項につい
ての通知」の公布

2012年5月14日
第47号

中国調査室

2012年5月2日付で、国家發展改革委員会は「香港特別行政区における域内非金融機関の人民元債券発行関連事項についての通知」（発改外資[2012]1162号 以下「通知」）を公布、同日より施行しました。「通知」によれば、中国域内において、法人資格を有し、所定の条件を充足する非金融機関は、国家發展改革委員会の批准を取得した上で、香港での人民元債券を発行することが可能となりました。

＜本通知でいう域内非金融機関＞

中華人民協和国域内に登録した法人資格を持つ非銀行機関のことを指します。

＜本通知でいう人民元債券＞

域内非金融機関が法律に基づき香港特別行政区で発行する期限1年以上（1年含む）の人民元建債券で、約定通りに元利を返済する有価証券のことを指します。

過去に、個別許可案件として域内非金融機関が香港で人民元債券を発行したケース¹はありましたが、香港での人民元建て債券の発行がルール化されたことは香港人民元オフショア市場の更なる発展を後押しするものと期待されています。

域内非金融機関による、香港での人民元債券発行申請時の留意点は以下の通りです。

- ① 「通知」では、域内非金融機関の香港での人民元債券発行の条件として、「良好な会社ガバナンス、良好な信用状況、比較的高い収益力を有する」等を要求していますが、具体的な判断基準等は明確化されていないため、別途国家發展改革委員会に確認する必要があります。
- ② 香港での人民元建て債券発行による募集資金の用途については、主に固定資産投資プロジ

¹域内非金融機関の香港での人民元債券発行の第1号として、宝鋼集団は2011年12月に香港で36億元の人民元債券を発行しました。

エクトに使用するものと規定されており、用途制限が付けられています。

- ③ 香港で人民元建て債券の発行は外債と見なされ、現行の外債管理規定に基づき、外債登記や元利返済等の手続が必要とされています。

以下では、域内非金融機関による香港での人民元債券発行の申請条件、申請資料及び申請フロー等について、説明させていただきます。

【申請条件】

「通知」では、域内非金融機関による香港での人民元債券発行に際して充足しなければならない条件として、以下を規定しています。

- (一) 良好な会社ガバナンス
- (二) 良好な信用状況
- (三) 比較的高い収益力を有する
- (四) 募集資金は主に固定資産投資プロジェクトへの使用、且つ各種マクロ経済政策、産業政策、外資利用及び域外投資政策及び固定資産投資管理規定に合致し、関連手続が完備している。
- (五) 発行済み企業債券またはその他債務において、契約違反または元利返済遅延等の行為がない。
- (六) 直近3年で重大な違法行為がない。

【申請資料】

「通知」では、域内非金融機関による香港での人民元債券発行申請時の申請資料について、以下の通り定めています。

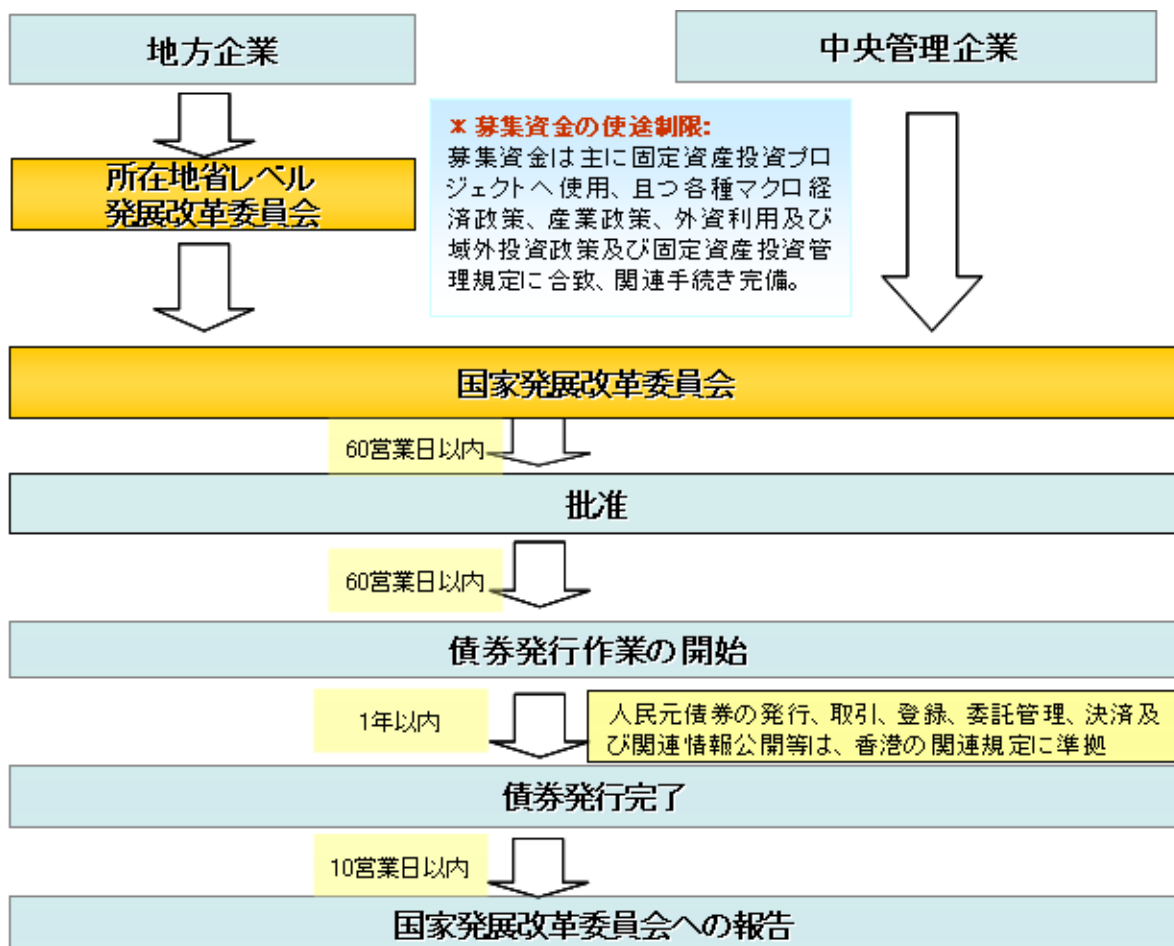
- (一) 人民元債券発行の申請報告。
- (二) 董事会による人民元債券発行の決議もしくは同等な法律効力を持つ文書。
- (三) 発行予定の債券規模、期限、募集資金の用途を説明する資料。
- (四) 人民元債券の発行案。
- (五) 債券発行者の直近3年の財務報告と会計審査報告。
- (六) 法律意見書。
- (七) 「企業法人営業許可書」(副本) 写し
- (八) 国家発展改革委員会が要求するその他の文書もしくは資料。

【申請プロセス】

域内非金融機関による香港での人民元債券発行に係わる申請フローのイメージは以下をご参照

ください。なお、以下でまとめた内容は中国域内の関連手続のみであり、香港特別行政区における人民元債券の発行、取引、登録、委託管理、決済および情報公開などは、香港特別行政区の関連規定に従って行う必要があります。

【域内非金融機関による香港での人民元債券発行の申請プロセスイメージ】



「通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国調査室整理

また、「通知」では、「域内非金融機関が、香港特別行政区以外の国家・地域で人民元債券を発行する場合、本通知を参照して執行する」と規定しており、2012年5月2日の「通知」の施行に伴い、香港以外のその他の域外においても、人民元債券の発行が可能となっています。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家发展改革委关于 境内非金融机构赴香港特别行政区 发行人民币债券有关事项的通知 发改外资[2012]1162 号</p> <p>各中央管理企业，各省、自治区、直辖市及计划单列市、新疆生产建设兵团发展改革委：</p> <p>为进一步推动香港债券市场发展，规范境内非金融机构赴香港特别行政区发行人民币债券行为，有效防范外债风险，根据国家外债管理有关规定，现就境内非金融机构赴香港特别行政区发行人民币债券有关事项通知如下：</p> <p>一、本通知所称境内非金融机构是指在中华人民共和国境内注册登记的具有法人资格的非银行机构。</p> <p>本通知所称人民币债券是指境内非金融机构依法在香港特别行政区内发行的、以人民币计价、期限在 1 年以上（含 1 年）按约定还本付息的有价证券。</p> <p>二、境内非金融机构赴香港特别行政区发行人民币债券，要按照本通知规定的程序，报我委核准。</p> <p>中央管理企业可直接向我委提出申请；地方企业向注册所在地省级发展改革委提出申请，经省级发展改革委审核后报我委。</p> <p>三、境内非金融机构赴香港特别行政区发行人民币债券应符合下列条件：</p> <p>（一）具有良好的公司治理机制； （二）资信情况良好； （三）具有较强的盈利能力； （四）募集资金投向应主要用于固定资产投资项 目，并符合国家宏观调控政策、产业政策、</p>	<p style="text-align: center;">国家發展改革委員会による香港特別行政区に おける域内非金融機関の 人民币債券発行関連事項についての通知 发改外資[2012]1162 号</p> <p>各中央管理企業，各省、自治区、直辖市及計画単列市、新疆生産建設兵団發展改革委：</p> <p>香港債券市場の發展を推進し、域内非金融機関の香港特別行政区での人民币債券発行を規範化し、外債リスクを有効に防止するため、国家外債管理関連規定に基づき、域内非金融機関の香港特別行政区における人民币債券発行の関連事項について以下の通り通知する。</p> <p>一、本通知でいう域内非金融機関とは、中華人民共和国域内に登録した法人資格を持つ非銀行機関を指す。</p> <p>本通知でいう人民币債券とは、域内非金融機関が法律に基づき香港特別行政区内で発行する期限 1 年以上（1 年含む）の人民币建て債券で、約定通りに元利を返済する有価証券のことを指す。</p> <p>二、域内非金融機関による香港特別行政区における人民币債券発行は、本通知に規定されるプロセスに基づき、国家發展改革委員の批准を経なければならない。</p> <p>中央管理企業は国家發展改革委員会に申請することができ、地方企業は登録所在地の省レベル發展改革委員会に申請し、省レベル發展改革委員会の批准を経て、国家發展改革委員に報告する。</p> <p>三、域内非金融機関による香港特別行政区における人民币債券発行は、以下条件に合致しなければならない：</p> <p>（一）良好な会社ガバナンス （二）良好な信用状況 （三）比較的高い収益力を有する （四）募集資金は主に固定資産投資プロジェクトに使用され、且つ各種マクロ経済政策、産業</p>

<p>利用外资和境外投资政策以及固定资产投资管理规定，所需相关手续齐全；</p> <p>(五) 已发行的所有企业债券或者其他债务未处于违约或者延迟支付本息的状态；</p> <p>(六) 最近三年无重大违法违规行为。</p> <p>四、境内非金融机构发行人民币债券的申请材料应当包括：</p> <p>(一) 发行人民币债券的申请报告；</p> <p>(二) 董事会同意发行人民币债券的决议或具有相同法律效力的文件；</p> <p>(三) 拟发债规模、期限及募集资金用途；</p> <p>(四) 人民币债券发行方案；</p> <p>(五) 发行人最近三年的财务报告和审计报告；</p> <p>(六) 法律意见书；</p> <p>(七) 《企业法人营业执照》(副本) 复印件；</p> <p>(八) 我委要求提供的其他文件或材料。</p> <p>五、我委受理境内非金融机构申请后，征求有关方面意见，自受理之日起 60 个工作日内作出核准或者不予核准的决定。</p> <p>六、境内非金融机构自核准之日起 60 个工作日内须开始启动实质性发债工作。核准文件有效期 1 年，有效期内须完成债券发行。</p> <p>七、债券募集资金应按照核准的用途使用，不得擅自挪作他用。如有重大调整，须按本通知规定的程序，办理有关调整手续。</p> <p>八、境内非金融机构应当在人民币债券发行工作结束后 10 个工作日内，将人民币债券发行情况书面报告我委。</p> <p>九、境内非金融机构在香港特别行政区发行人民币债券形成的外债，按现行外债管理规定办</p>	<p>政策、外資利用及び域外投資政策及び固定資産投資管理規定に合致し、関連手続を完備していなければならない。</p> <p>(五) 発行済み企業債券またはその他債務において、契約違反または元利返済遅延の行為がない。</p> <p>(六) 直近3年で重大な違法行為がない</p> <p>四、域内非金融機関が人民币債券発行を申請する場合の必要資料には以下が含まれていなければならない。</p> <p>(一) 人民币債券発行の申請報告。</p> <p>(二) 董事会による人民币債券発行の決議もしくは同等な法律効力を持つ文書。</p> <p>(三) 発行予定の債券規模、期限、募集資金の用途を説明する資料。</p> <p>(四) 人民币債券の発行案。</p> <p>(五) 債券発行者の直近 3 年の財務報告と会計審査報告。</p> <p>(六) 法律意見書。</p> <p>(七) 「企業法人営業許可書」(副本) 写し。</p> <p>(八) 国家發展改革委員会が要求するその他の文書もしくは資料。</p> <p>五、国家發展改革委員会は域内金融機関の申請受理後、関係部署から意見を徴求し、受理日より 60 営業日以内に批准もしくは却下の決定をする。</p> <p>六、域内非金融機関は批准日より 60 営業日以内に実質的な債券発行業務を始めなければならない。批准文書の有効期限は 1 年で、債券発行はその有効期限内に完了しなければならない。</p> <p>七、債券の募集資金は、批准された用途に基づいて使用しなければならない。そのほかの用途に流用してはならない。重大な調整がある場合、本規定に従い調整手続きを行わなければならない。</p> <p>八、域内非金融機関は、人民币債券発行終了後 10 営業日以内に、人民币債券発行の状況を書面にて国家發展改革委員会へ報告しなければならない。</p> <p>九、域内非金融機関の香港特别行政区における</p>
--	--

<p>理外債登記、還本付息等手続。</p> <p>十、人民幣債券在香港特別行政區的發售、交易、登記、托管、結算以及信息披露等事宜按照香港特別行政區的有關規定執行。</p> <p>十一、境內非金融機構境外分支機構在香港特別行政區發行人民幣債券由境內機構提供擔保的，境內非金融機構應在其分支機構人民幣債券發行前 20 個工作日內，將發債規模、期限及募集資金用途等材料向我委備案。</p> <p>十二、境內非金融機構在境外除香港特別行政區之外的國家或地區發行人民幣債券，參照本通知執行。</p> <p>上述規定自本通知發布之日起施行。</p> <p style="text-align: right;">國家發展改革委</p> <p style="text-align: right;">二〇一二年五月二日</p>	<p>人民幣債券發行に伴う外債は、現行外債管理規定に基づき外債登記、元利返済などの手続を行う。</p> <p>十、香港特別行政区で行われる人民幣債券の発行、取引、登録、委託管理、決済および情報公開等は、香港特別行政区関連規定に基づき執行する。</p> <p>十一、域内非金融機関の域外分支機関が香港特別行政区で人民幣債券を発行し、域内機関が担保を提供する場合、域内非金融機関はその分支機関による人民幣債券発行前の 20 営業日以内に、債券規模、期限および募集資金の用途などの資料を国家発展改革委員会へ届出なければならない。</p> <p>十二、域内非金融機関が、香港特別行政区以外の域外の国家もしくは地域で人民幣債券を発行する場合、本通知を参照して執行する。</p> <p>上記規定は本通知の公布日より執行する。</p> <p style="text-align: right;">國家發展改革委員會</p> <p style="text-align: right;">二〇一二年五月二日</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext. 214
 上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大廈 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255